

届出書類の記載事項及び添付書類の内容

	現地調査における掘削に係る届出書類	土地利用工事に係る届出書類
届出書類記載事項	<p>氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名                      土地の形質の変更を行う指定区域の所在地                      土地の形質の変更の内容（変更の種類、場所、施行方法。現地調査時の変更の種類は「試掘」とする）                      地下にある廃棄物の種類                      地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先                      土地の形質の変更の着手及び完了予定日</p>	
添付書類	<p>土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面                      廃棄物埋立地設備の位置関係を把握できる平面図、断面図等                      周辺の生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書（事前調査結果を含む。）</p>	
	<p>工事計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試掘機械の種類</li> <li>・試掘の径と深さ</li> <li>・試掘時の環境保全計画</li> <li>・試掘終了後の復旧計画</li> <li>・掘削廃棄物の適正処理計画</li> </ul>	<p>土地の形質の変更の施行計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用の内容を記載した書類</li> <li>・平面図、立面図、構造図等</li> <li>・土地形質の変更の範囲、深さ、高さ等が把握できる書類</li> </ul> <p>工事計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の場所</li> <li>・工事の内容と数量</li> <li>・工事工程</li> <li>・工事の施工方法</li> <li>・廃棄物埋立地設備の機能が維持されることを明らかにした書類</li> <li>・施工順序図</li> <li>・環境保全対策計画</li> <li>・掘削廃棄物の適正処理計画</li> </ul>

## 土地利用に係る土地の形質の変更の届出添付書類と施工基準の関連

添付書類 \ 施行基準	生活環境保全上の支障が生じないための措置				設備の機能維持	モニタリング
	廃棄物の飛散・流出防止	ガス処理	内部保有水処理	覆いの機能の修復		
土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面	○	○	○	—	○	—
生活環境に及ぼす影響について調査計画	—	—	—	—	—	○
事前調査結果	○	○	○	○	○	○
廃棄物埋立地設備の位置関係を把握できる平面図、断面図等	—	—	—	○	○	—
工事計画書	○	○	○	○	○	—
土地の形質の変更の施行計画書	○	○	○	○	○	—

注1) それぞれの添付書類は、○印を付した施行基準との適合状況を判断するために用いられる。

注2) ガス処理は、悪臭ガス及び可燃性ガス等の対策をいう。

注3) 内部保有水処理は、浸透水、保有水等の適正処理をいう。

## <添付書類の詳細>

### ●土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面

土地の形質の変更を行う指定区域の位置と範囲、及び土地の形質の変更を行おうとする範囲についての情報を方角と縮尺、又は寸法を付して記載すること。これらの面積（実測）についても記載すること。また、指定区域の全景、土地の形質の変更以前の利用状況、土地の形質の変更の場所が把握できる写真を添付すること。

### ●周辺の生活環境に及ぼす影響についての調査計画書（現地調査における掘削に係る届出の場合は除く。）

土地の形質の変更に係るモニタリング計画を添付すること。ただし、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、除外することができるものとする。

### ●廃棄物埋立地設備の位置関係を把握できる平面図、断面図等

#### ① 位置関係を記載する設備の種類

地滑り防止工、沈下防止工、及び擁壁等の他、安定型埋立地においては浸透水集排水設備、浸透水採取設備等、管理型埋立地においては浸出液処理設備、保有水等集排水設備、開渠その他の設備、遮水工等、遮断型埋立地においては開渠その他の設備、外周仕切設備、及びこれらに準ずる各種構造物の平面的位置及び深さ方向の位置について、法第19条の10に定める届出台帳に記載された情報及び維持管理記録に記載の情報を用いて平面図又は断面図に記載すること。なお、区画埋立の実施された処分場においては土地の形質の変更が行われる区画の情報のみを用いてもよい。

#### ② 留意事項

地滑り防止工、沈下防止工、擁壁等については土地の形質の変更地点との位置関係を明確にするとともに、可能であれば現状の強度や管理状況についても記載すること。

底部遮水工については、その存在が明らかでない場合においては調査によって遮水機能（周縁地下水が汚染されていないこと）を評価して記載すること。

地下水集排水設備、保有水等集排水設備又は浸透水集排水設備、ガス抜き設備、及び地下水観測井、浸出液処理設備、開渠その他の設備、開口部の覆いについては、その設置状況や稼働状況について記載すること。

また、これらに準ずる各種構造物の設置の状況についても適宜記載すること。

覆いについては、必要に応じて覆いの素材（土質や材料、厚さ等）及び強度についても記載する。

### ●工事計画書

工事計画は、土地の形質の変更に係る具体的内容を示した書類であり、下記の内容を含むものであること。

#### ① 現地調査における掘削に係る届出の場合

- ・ 試掘機械の種類
- ・ 試掘の径と深さ
- ・ 試掘時の環境保全計画（泥水処理、掘削した廃棄物の処理計画、ガス対策、臭気対策等）
- ・ 試掘終了後の復旧計画

#### ② 土地利用工事に係る届出の場合

- ・ 工事の場所
- ・ 工事の内容と数量
- ・ 工事工程
- ・ 工事の施工方法
- ・ 廃棄物埋立地設備の機能が維持されることを明らかにした書類

→構造計算書、安定計算書（貯留構造物、集水管、法面、地盤沈下等に対して機能が維さされることを計算したもの。ただし、荷重の増加を伴わないなど、支障が生ずるおそれがないことが明らかなものは除く。）

→廃棄物埋立地設備の機能を変更する場合の代替施設配置図・構造図等

- ・施工順序図
- ・環境保全対策計画（支障が生ずるおそれがないことが明らかなものは除く。）
  - 廃棄物飛散・流出防止措置
  - 悪臭ガス・可燃性ガス等防止措置
  - 内部保有水等処理
  - 覆いの機能修復措置等
- ・掘削廃棄物の適正処理計画（搬出計画）
  - 搬出場所の名称、住所、連絡先
  - 搬出先の施設の種類と能力
- ・その他（労働安全環境確保措置等）

### ●土地の形質の変更の施行計画書（現地調査における掘削に係る届出の場合は除く）

土地の利用に係る計画、土地の形質の変更計画について記載した下記の書類を添付すること。

また、土地の形質の変更に係る生活環境保全上の支障を未然に防ぐための保有水等集排水設備、水処理施設、ガス抜き設備、悪臭・飛散防止対策、観測井の設置等の措置が必要な場合は、当該設備の設置に関する計画を記載すること。地下埋設物（下水道、ガス、水道、電気、雨水排水、トンネル等）を設置する場合は、その平面図、断面図、構造図等を添付すること。

- ・土地利用の内容を記載した書類
- ・平面図、立面図、構造図等
- ・土地形質の変更の範囲、深さ、高さ等が把握できる書類

### ●その他

必要に応じて、下記の事項についても添付すること。

- ・過去において実施された環境保全対策に係る記録及び書類